

健康増進事業に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の公表について

令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、健康増進事業に関する情報が市町村間の情報連携の対象とされたため、本市が健康増進事業として実施している各種検診に関する情報をマイナンバーと紐づけ、管理を行うシステムを整備するにあたり、マイナンバー法に規定された特定個人情報保護評価を実施した。

評価の実施に際し、パブリックコメントを実施、その後、第三者点検として北九州市個人情報保護審査会に諮問した結果、妥当であると認められたため、健康増進事業に関する事務に係る特定個人情報保護評価書を公表するもの。

1 特定個人情報保護評価

国の行政機関や地方公共団体が、特定個人情報（マイナンバー等）を取り扱う事務について、個人のプライバシー等に与える影響を予測した上で、個人情報の漏えい等のリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を自ら評価し、公表するもの。

2 特定個人情報保護評価書の主な内容

(1) 特定個人情報ファイル名・内容

○成人検診情報ファイル

個人番号、氏名、性別、生年月日、住所、がん検診、歯周病検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診の健診結果及び精密検査の結果

(2) 特定個人情報ファイルを取り扱う業務の委託

○検診管理システムの構築、保守・運用

(3) 特定個人情報ファイルの取り扱い時のリスク対策

○システムを利用する職員の特定

○職員毎に利用可能な機能を制御（アクセス制御）

○利用端末における該当職員個人のICカード及びパスワードによる認証

○特定個人情報へのアクセスログ（日時、利用者、利用端末、利用情報）の全件記録

○委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保

- ・委託契約締結時の確認（情報資産を管理するための組織体制、方法等）
- ・代表者及び従事者から情報資産の適正な取扱いに関する誓約書の提出

3 市民意見の聴取（パブリックコメント）

- (1)意見募集期間 令和3年10月6日～令和3年11月4日 30日間
- (2)意見募集の周知方法 市政だより令和3年10月15日号、市ホームページ掲載
- (3)資料の閲覧・交付場所
保健福祉局健康推進課、広報室広聴課、区役所総務企画課、出張所、市ホームページ
- (4)意見提出状況 提出者（意見数） 0人（0件） ※評価書への反映なし

4 第三者点検（北九州市個人情報保護審査会）

- (1)実施日 令和3年11月30日 10：00～11：00
- (2)結果

特定個人情報保護評価指針に定める適合性及び妥当性の観点から審査を行った結果、その記載内容は、指針に定める実施手続き等に適合し、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であると認められた。

5 特定個人情報保護評価書の公表

- (1)公表方法 市ホームページへの掲載、保健福祉局健康推進課、北九州市立文書館での閲覧
- (2)公表時期 令和4年1月14日 予定